

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 原信マーケットシティ新保
所在地 長岡市新保6丁目113番 外
設置者 株式会社原信 他1者

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中興野18番地2 他1者
(変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中之島1993番地17 他1者
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中興野18番地2 他3者
(変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中之島1993番地17 他2者

3 変更年月日

- (1) 令和6年10月1日 他
- (2) 令和6年10月1日 他

4 変更理由

- (1) 建物設置者の住所・代表者の変更のため
- (2) 小売業者の住所・代表者の変更並びに小売業者の退店のため

5 届出年月日

令和8年3月9日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年4月3日から令和8年8月3日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

新潟県産業労働部地域産業振興課

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp